

第2章 持続可能な滋賀社会の構築に向けた基盤づくり

琵琶湖を中心とした環境に対する高い県民意識を活かした環境づくりを推進するため、各主体が持つ環境に関する情報の積極的な開示を促すとともに、県民の意見を行政の政策決定に反映させる機会を充実させるなどの取り組みが必要です。また、複雑化、多様化する環境問題の課題を明らかにし、その解決を図っていくための基盤として、総合的な試験研究を進め、環境情報を提供していく必要があります。

地域との協働・住民参加

● 環境自治委員会

＜琵琶湖再生課＞

県民が参加して、健全で質の高い環境の確保を図るため、県が行う事務や事業について、環境保全上適切に実施されていないと考えられる場合、県民は「滋賀の環境自治を推進する委員会（環境自治委員会）」に審査の申し立てを行うことができます。

環境自治委員会は、この申し立てを受けて、事務や事業の実施について調査審議し、是正が必要な場合には知事などに対して勧告を行うことができます。知事等は勧告を尊重して適切な措置を講じなければならないことになっています。これまでに8件（平成22年（2010年）3月現在）の申し立てがありました。

● 環境自治

滋賀県では、地域の環境と深い関わりを持つ住民が中心となって、事業者や行政との協働により、地域に根ざした環境の保全・創造の取り組みを進めていくことを「環境自治」として、環境政策の基本概念に位置づけています。

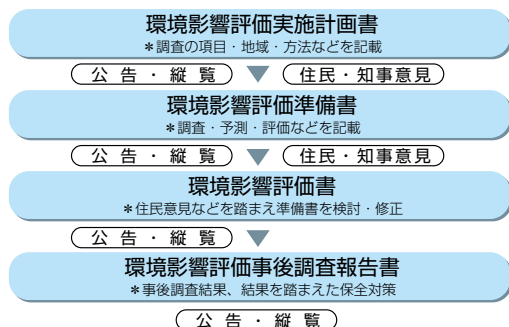
● 環境影響評価制度

＜琵琶湖再生課＞

大規模な開発事業などを行う場合、それが環境に与える影響について、「環境影響評価法」、「滋賀県環境影響評価条例」に基づき、事業者自らが事前に大気質、騒音、水質、生態系、文化財などの項目について、調査・予測・評価を行い、環境の保全を図るための制度です。

事業者は、条例で定める実施計画書や準備書などの各段階で、公告・縦覧などにより、住民に情報を公開するとともに、意見を求め、環境に最大限配慮して事業を進めます。

◆ 手続きのあらまし



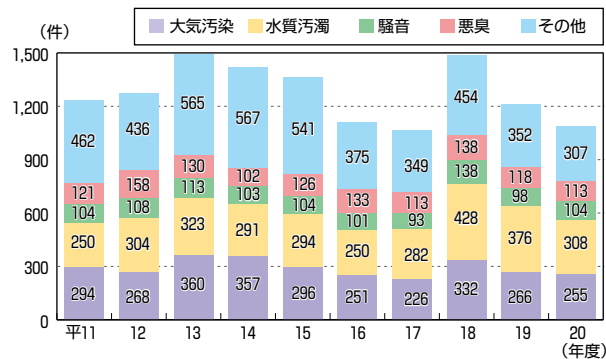
● 公害苦情および公害審査会

＜琵琶湖再生課＞

平成20年度は、県および市町が新規に受理した公害苦情件数は1,087件で、前年度より123件減少しました。このうち、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に関する苦情は前年度より89件減少し、795件となりました。典型7公害のうち水質汚濁（308件）が一番多く、二番目に多い大気汚染（255件）と併せて苦情全体の52%を占めています。

また、苦情処理によって解決できない公害に関する紛争を、迅速、適正に解決するために、「公害紛争処理法」に基づいて紛争処理制度が設けられています。県では、学識経験者など10名で構成される滋賀県公害審査会を設置し、あっせん、調停、仲裁の手続きを行っています。昭和45年（1970年）の設置以来これまでに29件の調停申請を受けています。

◆ 公害苦情件数の推移



● 琵琶湖流域ネットワーク委員会

＜琵琶湖再生課＞

県内の各流域においてマザーレイク21計画に基づき、住民流域組織（流域協議会）を核として、環境団体、企業、行政、個人などによる地域の水環境保全の取り組みが進められています。琵琶湖流域ネットワーク委員会（平成16年（2004年）2月15日設立）は、これらの取り組みを支援するとともに、流域内および流域を越えた琵琶湖を緩やかに囲むネットワークを構築することを目指しています。

平成17年度から委員会のホームページを立ち上げ、広く会の案内や、参加団体の活動紹介などを行っており、県内各流域の交流を支援・促進しています。



<http://www.pref.shiga.jp/d/suisei/network/index.html>

● 淡海の川づくり

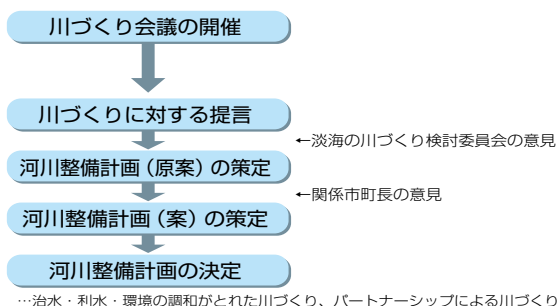
＜河港課＞

■ 川づくり会議

平成9年(1997年)に「河川環境の整備と保全」、「地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入」を大きな柱として、「河川法」が改正されました。本県でも、県管理河川の整備や管理のあり方(水害の軽減や河川環境の保全など)について、地域の皆さんの意見を反映した「河川整備計画」の策定作業を進めており、県が実施する河川事業は、すべてこの河川整備計画に基づき実施されます。

県自らの持つ情報を提供するとともに地域住民の河川に対する意見や、関係者(水利組合、漁業組合等)、生物環境アドバイザー、地域の有識者との意見交換、自然観察会など様々な活動を通して得られた川づくりへの意見、提案をとりまとめ、河川整備計画に反映させていきます。

◆ 河川整備計画の策定フロー



■ 今後の展開～地域がはぐくむ川をめざして～

川づくり会議で、共有した川の将来像に向けて、地域住民・市民の皆さんが主体的に川づくり(河川の整備や管理)に関与できるよう、以下のことを重点的に進め、地域がはぐくむ川の実現をめざします。

- ① 地域住民による川や水辺に関わる活動を積極的に支援します。
- ② 河川環境の保全に関わる活動などに、地域住民がより積極的に取り組むことができるような仕組みを検討します。

◆ 住民参加による川づくり

ー 地域の個性を活かした多自然川づくりー



川づくり会議の様子



現地調査(水生生物)

■ ふるさとの川づくり協働事業 ～地域の川は地域と協働で管理～

“ふるさとの川づくり協働事業”は、河川の維持管理において地域のみなさんとの協働を推進し、地域と行政が共に手を取り合って地域の川を「ふるさとの川」として守り育てていくことを目的とし、次の3本柱によって構成されています。

① 河川愛護活動

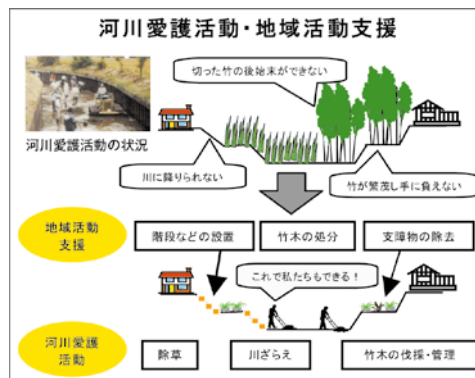
地域が行う「除草」、「川ざらえ」、「竹木の伐採・管理」といった河川の維持管理に対して、市町を介して委託により費用助成します。

② 地域活動支援

「支援施設整備(階段・通路など)」、「支障物の除去(竹木・堆積土砂の除去)」、「地域による竹木の伐採・管理で発生する竹木の処理」を県・市町が連携して実施することにより、地域活動を支援します。

③ 河川管理パートナー

地域の方に、河川管理パートナーとして、河川パトロール、地域への河川愛護にかかる啓発や情報発信、伐竹木の地域利用にかかるPR、河川敷内のゴミ対策にかかる市町との連携などを行っていただき、県・市町と地域の仲立ちとなって活動していただきます。



トピックス

「こなん水環境フォーラム～つながろう！人と人、人と水！」の開催

＜南部環境・総合事務所環境課＞

子どもたちに地域の環境や琵琶湖の良さを伝えたいと、自主的にホタルやヨシの再生、魚の放流、環境学習に取り組んでいる方々が地域にはたくさんおられます。このような活動をもっと広く伝え、多くの人たちが環境保全に関心を持って、行動に移していただくきっかけを作るために、平成22年3月27日、住民、企業、行政が協働でフォーラム(主催：湖南流域環境保全協議会)を開催しました。

「つながろう！人と人、人と水！」のテーマのもと、当日は175名もの参加があり、出展団体もNPO、小学校エコクラブ、大学生、企業等40団体と幅広いご参加をいただきました。参加団体の活動発表のほか、旗上げアンケート、基調講演、〇×クイズ、交流会などを通じ、参加者の皆さんが楽しみながら、広く交流していただくことができました。

このような「つながり」がさらに広がっていくことによって、県民の皆さんが主役となる環境の保全を盛り上げていきたいと考えています。



WEB <http://www.pref.shiga.jp/kusatsu-pbo/kankyoshinrin/kyougikai.html>

● だれでも・どこでも琵琶湖お魚調査隊 ～琵琶湖博物館うおの会による～

< 琵琶湖博物館 >

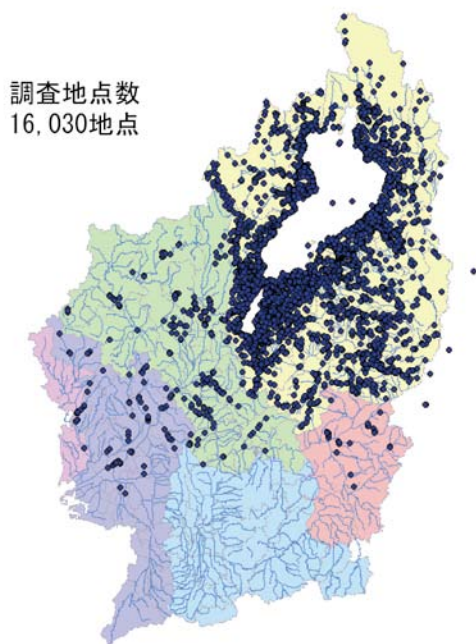
琵琶湖博物館では、平成12年度から、博物館を利用して、地域の人びとが自主的な活動を行ったり、その活動を広めたりすることができる「はしかけ制度」を設けています。この「はしかけ制度」に登録し、活動しているグループの一つである「琵琶湖博物館うおの会」は、「だれでも・どこでも琵琶湖お魚調査隊」の活動を展開しています。

この活動は、「琵琶湖博物館うおの会」が作成した統一マニュアルに基づいて、魚類分布や生息環境を調査するもので、個人や様々な機関団体などが行う観察会や調査で得られたデータを琵琶湖博物館に集約する活動です。平成21年度は、南湖再生プロジェクトの調査に協力しながら、魚の産卵情報を含めた琵琶湖・淀川流域の魚類モニタリング調査を実施しています。

だれでも・どこでも琵琶湖お魚調査隊には、だれでも参加でき、琵琶湖・淀川流域のどこでも調査を行うことができます。

◆だれでも・どこでも琵琶湖お魚調査隊の調査分布図

(平成16年(2004年)8月8日～平成22年(2010年)4月30日現在)



WEB <http://www.lbm.go.jp/nakajima/uonokai/index.htm>

● みずすまし構想の推進

< 農村振興課 >

「みずすまし構想」は、住民参加を基本として環境と調和した農業および琵琶湖の環境保全の取り組みを推進するものであり、農村地域の水質および生態系を保全することを目的としています。

この構想の実現に向けて、各地域のみずすまし推進協議会が策定した行動計画に基づいて、環境に配慮した施設の整備や水質汚濁負荷削減に取り組む地域活動への支援を行っています。

各地域の取り組みはこちらから

WEB <http://www.pref.shiga.jp/g/noson/mizusumashi/mizusumashi.html>

● 農村地域住民活動支援事業 < 農村振興課 >

豊かな田園空間の創造や農村地域のコミュニティ機能を維持するためには、農家だけでなく非農家を含めた地域住民と行政などとのパートナーシップによる農村環境の保全活動の推進が求められています。

このことから、滋賀県土地改良事業団体連合会内に設けられた「滋賀県みずすましセンター」を活用し、地域リーダーの育成や専門家の派遣、普及啓発活動を行い、地域住民の主体的な活動の定着を支援しています。

また、農村地域で行われる環境保全活動を支援するため、多様な主体で構成された「みずすましネットワーク」の取り組みを推進しています。

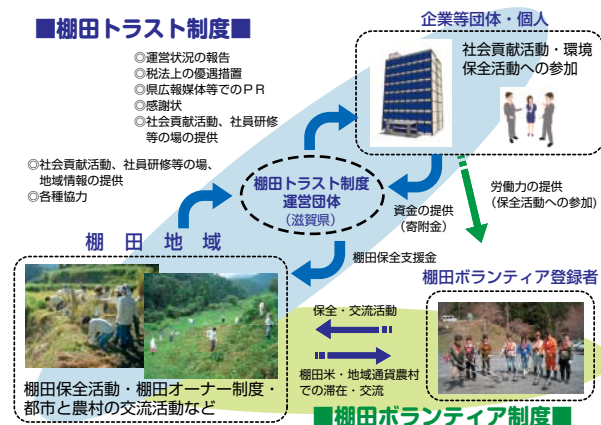
● 棚田保全ネットワーク推進事業

< 農村振興課 >

棚田は、農業の生産活動を通じて、県土保全や水源かん養、農村景観や伝統文化の保全などの多面的機能を担っています。しかし、地域の過疎・高齢化や農家の減少、獣害の発生などにより、耕されない棚田が年々増えているため、地域住民と都市住民が共同で行う棚田ボランティア制度により保全活動を支援しています。これまでに県内6地区の棚田地域で延べ2,500人以上のボランティアが棚田保全活動に参加しました。

また、平成21年度からは、保全活動の安定化を図るため、活動を応援して下さる企業や個人などから寄附金を募り、棚田保全支援金としてボランティア受入地域に交付する「棚田トラスト制度」を導入しています。

棚田ボランティア制度による労働支援、棚田トラスト制度による資金支援、そして地域住民と都市住民の交流を通じて、県内の棚田保全・地域活性化を目指します。



WEB <http://www.pref.shiga.jp/g/noson/tanada/index.html>

● びわこ地球市民の森

< 都市計画課 >

県では、緑を再生するための事業を、野洲川の廃川敷地の一部42.5haを活用して、県民をはじめ多くの人々とともに、長い時間をかけて、様々な生き物が暮らす豊かな森「びわこ地球市民の森」として再生する事業に取り組んでいます。

この森づくりは、「生態系の形成に配慮したビオトープ空間の創造」と、「照葉樹の林と訪れる人たちが自由に楽しめる落葉樹の林や原っぱの形成」をコンセプトとし、植

栽基盤、園路や駐車場などの施設は都市公園事業として整備を進め、植栽については、広く一般から募集を行い、苗木を中心に植樹を行っています。

森づくりのスタートした平成13年(2001年)の「滋賀県植樹のつどい」(みどりの日に開催)から、平成22年(2010年)5月末までに、延べ約34,100人の参加者により、122,400本もの苗木が植樹されました。また、植えた木の管理(草刈りや施肥など)も、一般から募集した「びわこ地球市民の森・森づくりサポーター」の皆さんの手により「森づくりサポーター活動」として実施しています。

◆県民1人あたりの都市公園面積(平成21年度) 8.3㎡

WEB <http://www.ex.biwa.ne.jp/%7Emoridukuri/>

● 企業のCSR活動としての環境保全への取り組み

<企画調整課、環境政策課>

近年、企業においては、地域や社会に対する様々な貢献を通して、社会的な責任を果たそうとする意識が高まり、積極的な取り組みが展開されています。特に、社員やその家族による森林や棚田の保全活動、湖岸の清掃活動、ヨシ刈り体験など、様々な環境保全の取り組みが行われています。

また、県では、琵琶湖を愛する方や滋賀県を「ふるさと」として応援したいと思っておられる方の思いに応えるため、「マザーレイク滋賀応援寄附条例」を制定し、寄附の促進に努めています。いただいた寄附は、琵琶湖の環境保全や歴史的文化資産の保存などに活用することとしており、この趣旨に賛同する個人の方を始め、企業からの寄附も広がっています。

環境と調和した産業・まちづくりへの転換

● びわ湖環境ビジネスメッセの開催

<新産業振興課>

びわ湖環境ビジネスメッセは、21世紀の新しい産業を振興するため、県内の産学官が連携して、環境に調和した最新の製品・技術・サービスなどを一堂に展示する環境産業総合見本市です。12回目となった平成21年度は、10月21日から23日まで開催され、のべ38,970人が来場しました。平成22年度は、10月20日から22日まで開催されます。



WEB <http://www.biwako-messe.com/>

● グリーンテクノプロジェクト <新産業振興課>

産学官の関係機関をネットワーク化した「滋賀県環境産業創造会議」により、太陽電池や燃料電池などの新規成長分野への中小企業の参入を支援するなど、萌芽期を脱

し成長期へと向かう本県の環境関連産業群の基盤をさらに強固なものとすることを目指します。

また、環境意識の高い県民のもと環境関連のものづくり企業が集積する本県の強みを活かし、本県企業が持つすぐれた製品・技術を県内外に発信することにより市場化や販路開拓を支援します。

WEB <http://www.pref.shiga.jp/f/shinsangyo/kankyosangyo/210511-2.html>

● 「おいしが うれしが」キャンペーンの推進

<農業経営課>

「おいしが うれしが」キャンペーンは、県民の皆さんに県産農水産物やその加工品を知っていただき、消費する機会を増やすことによって、滋賀の地域資源や食文化の豊かさを実感できる「地産地消」を推進する運動です。

食べた人が「おいしい!」と言えば、提供した人が「うれしい!」と応える。会話がはずみコミュニケーションが図れる滋賀らしい地産地消を進めています。

地産地消は輸送距離が短く、消費者に鮮度の良い食材を届けることができます。

平成22年5月現在のキャンペーン参加店舗は622店舗です。各店舗での取り組みは、ホームページで紹介しています。

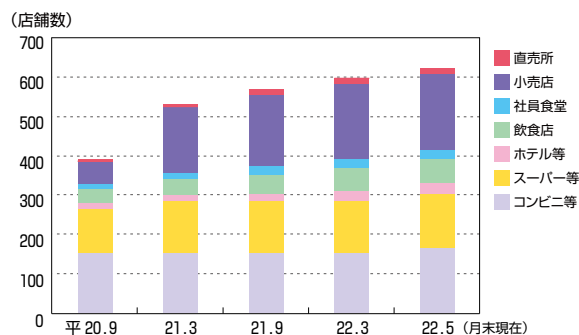
WEB <http://www.pref.shiga.jp/g/nosan/oishiga/>

◆ ロゴマーク 自然がおいしい。心がうれしい。



やっぱり地のもんがええなあ

◆ キャンペーン参加店舗数の推移



● 環境こだわり農業の推進

<農業経営課>

■ 環境こだわり農業のさらなる普及拡大

県では、より安全で安心な農産物を消費者に供給するとともに、環境と調和のとれた農業を推進しています。平成15年(2003年)に「滋賀県環境こだわり農業推進条例」を定め、環境こだわり農業に取り組む農業者を、「環境こだわり農産物認証制度」や「環境農業直接支払制度」により支援してきました。

平成19年度からは、地域ぐるみでの環境こだわり農業の取り組



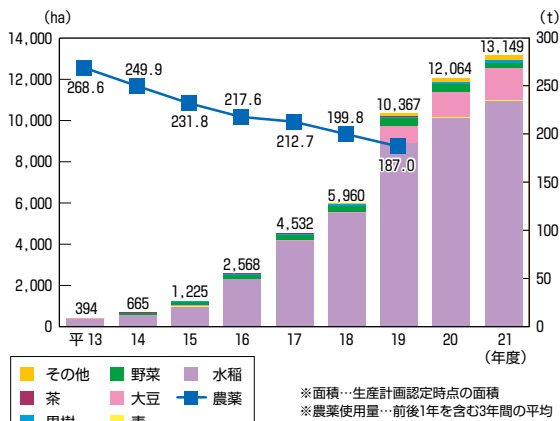
○ 農業・化学肥料: 通常の5割以下
○ びわ湖・周辺環境への負荷削減

みを推進し、環境こだわり農業が本県農業のスタンダードになることを目指しています。

その結果、平成21年度には、環境こだわり農産物栽培面積は約13,150haに達し、水稻では作付面積の3分の1で取り組まれるまで拡大しました。

環境こだわり農産物栽培面積と化学合成農薬使用量の推移

環境こだわり農産物栽培面積が拡大するとともに、県内の化学合成農薬の使用量が減少しています。



WEB <http://www.pref.shiga.jp/g/kodawari/index.html>

県民みんなが支える環境こだわり農業

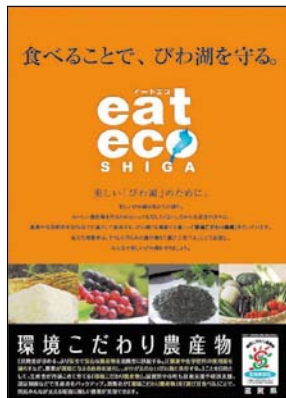
環境こだわり農業の一層の拡大のためには、環境こだわり農産物が広く利用される必要があります。

消費者に積極的に環境こだわり農産物を選んで買っていただくために、新たにPRポスターやリーフレットを作成しました。

合言葉は、「食べることで、びわ湖を守る。」です。ポスターは作物ごとに、それぞれ環境こだわり農業に取り組む農業者のびわ湖への思いや消費者へのメッセージを載せています。

このポスターなどは、環境こだわり農産物を取り扱っている県内の量販店、農産物直売所、農業関係機関などに掲示・配布しています。

また、こだわり滋賀ネットワークと協働して、平成21年度は県内の量販店22店舗で、のべ38日間、環境こだわり農産物のPRを行い、消費者に理解を深めていただきました。



リニューアルした環境こだわり農業PRポスター

WEB <http://www.pref.shiga.jp/g/kodawari/syoku-to-nou/pr-top.html>

県産木材の利用促進

＜森林政策課＞

本県のスギ、ヒノキの人工林の約6割は、柱などの建築材に利用可能な状態まで成長していますが、建築材として利用されているのは近隣府県からの製材品が主体で、県産木材の利用は極めて少ない状況にあります。

しかし、木材は人にも環境にも優しい自然素材であり、有効に利用することは、森林を守り育てるとともに、琵琶湖の保全や地球温暖化対策にもつながることから、県では、環境と林業・木材産業の振興の両面から、県産木材の利用拡大に向けた取り組みを推進しています。

木材を利用するためには、伐採して枝を払い、適当な長さに切って道路まで搬出し、利用目的に応じて製材や加工をするという、多くの工程を経なければなりません。そして、その工程毎に、森林組合、素材生産事業者、運搬事業者、市場、製材工場など数多くの事業者が関わっています。つまり、木材を利用するためには、関係する様々な業種が密接に連携して、木材を安定的に生産し、加工、流通させる仕組みが必要です。

そこで、平成20年度から、生産から加工、流通まで一貫した安定供給体制を確立するための取り組みを進めています。

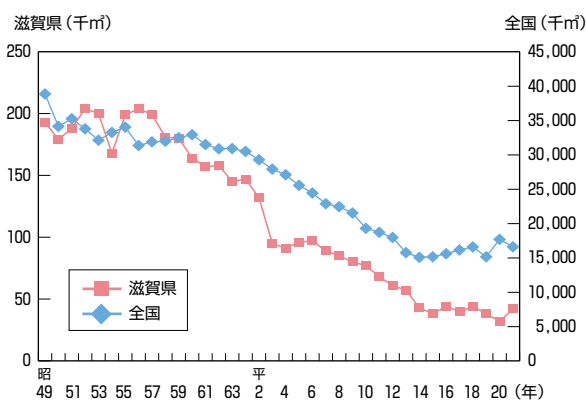
生産体制の整備

生産性を高めて、搬出コストの低減と生産量の確保を図るため、搬出に必要な路網整備や高性能林業機械の導入を進め、経営技術者やオペレーターを育成しています。

流通拠点の整備

木材の需給動向を適確、迅速に把握して、需給調整や販路の拡大などの安定した木材流通を担う拠点の整備に向けて、調査検討や関係者の調整を行っています。

◆木材生産量の推移



滋賀らしい環境こだわり住宅の普及促進

＜住宅課＞

環境問題の解決に向けて、住宅分野においても環境への負荷を低減する取り組みが求められています。

木材は、再生産が可能で、加工に要するエネルギーが少なく、成長の過程で二酸化炭素を吸収・固定化するなど環境にやさしい材料であり、地産地消や循環型社会の形成を進め、森林の多面的機能を確保していくためにも、県内産の木材を有効に活用していく必要があります。

県では、県内産の木材や地場産の素材などを使用した良質な木造軸組住宅を「滋賀らしい環境こだわり住宅」と

位置づけ、平成19年(2007年)3月にその整備指針を公表するなどして普及に取り組んでいます。平成20年(2008年)12月には、「滋賀らしい環境こだわり住宅」のつくり手となる設計者、施工者、木材供給者で構成されるネットワークグループの登録制度がスタートし、現在8グループが登録されています。

この登録制度を実施している「湖国すまい・まちづくり推進協議会」では、環境こだわり住宅や登録グループに関する情報をホームページで紹介するなど、県民の皆さんへの普及に努めています。

WEB <http://www.pref.shiga.jp/h/jutaku/index.html>

● エコ交通の推進

< 交通政策課 >

マイカー中心の交通体系から人にも環境にもやさしい公共交通機関利用へのシフトを図るため、鉄道やバスなどの公共交通機関と湖上交通や自転車・徒歩の組み合わせにより、自動車に乗らなくても県内を移動することができる交通体系「エコ交通」の環境整備を推進します。

地域の特色を活かした公共交通機関の利用促進として商店街との連携や、公共交通機関を活用したモデルコースの情報発信、交通事業者と関係団体が連携して取り組むエコ交通啓発事業を支援しています。

● にぎわいのまちづくり総合支援事業

< 商業振興課 >

中心市街地や地域の商店街は、地域の独特の文化や伝統を育んできた地域コミュニティの核であり、住民の暮らしと地域の振興に大きな役割を果たしてきました。しかし、消費者ニーズの変化や郊外への大型店の進出などにより、商店街を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

この状況を打開し、まちのにぎわいを回復させるためには、商業者自らの努力とともに、地元で地域を愛する人(土の人)と外から来て新しい風を吹かせる人(風の人)がお互いに刺激し合い、連携することが大切です。

こうしたことを踏まえ、にぎわいのまちづくり総合支援事業は、まちづくりへの多様な主体の参画や異業種との連携を促進する事業などを支援し、商店街などのにぎわいを再生し、地域の課題を解決する場としての役割を高めることを目的としています。

平成21年度からは、地産地消や自転車利用拡大などの商店街・利用者・環境の「三方よし」につながる事業を助成対象に加え、9商店街などで事業が実施されました。

平成22年度も引き続き、環境に配慮した事業実施を支援していきます。



WEB <http://www.pref.shiga.jp/kakuka/f/chushoukigyo/shotengai.html>

● グリーン購入の取り組み < 循環社会推進課 >

商品の購入やサービスの提供を受ける際に、必要性を十分考慮し、価格や品質だけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入する「グリーン購入」は、循環型社会の構築に重要な役割を担っています。

県では、平成6年(1994年)から全国に先駆けてグリーン購入を率先して実行しています。また、平成14年(2002年)には「グリーン購入法」の施行を踏まえ「グリーン購入基本方針」を定め、「グリーンオフィス」の推進にも努めています。

さらに、「滋賀グリーン購入ネットワーク(滋賀 GPN)」を支援するなど、県内のグリーン購入の普及促進に取り組んでいます。平成22年(2010年)4月1日現在の会員数は、企業398、行政21、民間団体34となっています。

● 持続可能な滋賀社会の構築に向けた取り組み

■ 県域での調査・研究

< 環境政策課、温暖化対策課、琵琶湖環境科学研究センター >

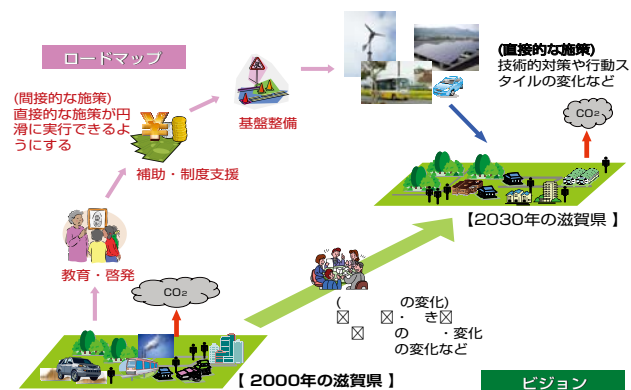
県が掲げる2030年の温室効果ガス排出量(1990年比)50%削減目標を実現した低炭素社会の構築には、いつ、どのような施策が必要か、それにはどの程度の人的・経済的な努力が必要か、またステイクホルダー(利害関係者)のどのような協力・行動変化が必要か、などを定量的に検証する必要があります。

その検証手法を官学の連携により新たに研究・開発し、2010年から目標年の2030年まで、年次ごとの施策の実施状況と、温室効果ガス削減効果をロードマップ(行程表)の形で定量的かつ整合的に示すことを可能にしました。

この研究成果は、県が取り組む低炭素社会の実現に向けた行程表づくりの中で活用されており、研究と行政の協働により持続可能な社会の取り組みを進めています。

また、東近江市での自然共生・地域自立を軸にした持続可能な社会への取り組みについても、この研究成果をもとに、住民参画の下、地域の特色を踏まえた「豊かさを実感できる」将来ビジョンの作成手法の構築に対して支援しています。

◆ ビジョンとロードマップができるまで



■ 地域への取り組みへの応援

< 環境政策課 >

持続可能な社会を実現するためには、国レベルの社会

制度の変革や技術革新とともに、日常生活や事業活動の変革につながる地域にふさわしい取り組みが必要です。こうした取り組みは、地域内での交通手段の転換、木材や農産物の地産地消、資源循環の取り組みなど、県や市町、住民、企業、NPO など幅広い主体の参画により実践されるものです。このため県では、具体的な目標を掲げて持続可能な地域づくりに取り組む市町を支援する「持続可能な滋賀の地域社会応援プロジェクト」を実施しています。

平成21年度は、草津市の「草津市地球冷やしたいプロジェクト」、東近江市の「東近江市の挑戦～自然共生型社会形成のシナリオ～」をモデル選定し、地域レベルの取り組みを支援しています。



草津市地球冷やしたい
プロジェクト(ロゴマーク)



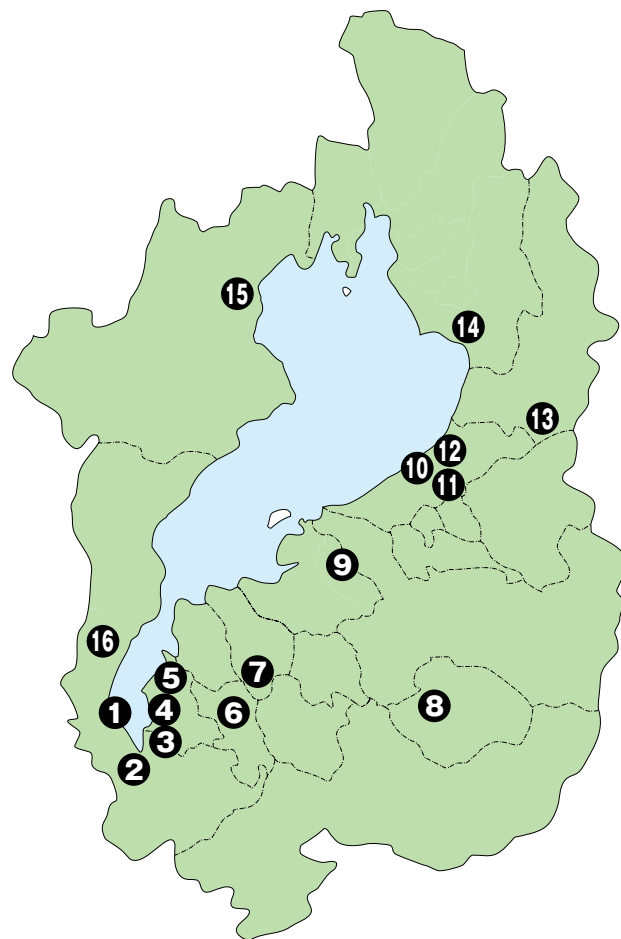
東近江市の挑戦 ～自然共生型社会形成のシナリオ～ (イメージ)

WEB http://www.pref.shiga.jp/d/kankyo/jizoku_ouenproject/index.html

調査・研究の推進と成果の活用

琵琶湖をはじめとする滋賀の環境を保全するため、県では試験・調査・研究などを行う機関を設置しています。

- ① 琵琶湖環境科学研究センター
<http://www.lberi.jp/>
- ② 衛生科学センター
<http://www.pref.shiga.jp/e/ef45/>
- ③ 水環境科学館
<http://mizukan.jp/index.html>
- ④ 下水道公社 本社(湖南中部浄化センター)
<http://www.shiganogesui.jp/annai/konan/index.html>
- ⑤ 琵琶湖博物館
<http://www.lbm.go.jp/>
- ⑥ 工業技術総合センター
<http://www.shiga-irc.go.jp/>
- ⑦ 森林センター
<http://www.pref.shiga.jp/d/shinrin-c/>
- ⑧ 畜産技術振興センター
<http://www.pref.shiga.jp/g/nogyo-chikugi/>
- ⑨ 農業技術振興センター
<http://www.pref.shiga.jp/g/nogyo/>
- ⑩ 水産試験場
<http://www.pref.shiga.jp/g/suisan-s/>
- ⑪ 滋賀県立大学
<http://www.usp.ac.jp/japanese/>
- ⑫ 下水道公社東北部浄化センター
<http://www.shiganogesui.jp/annai/tohoku/index.html>
- ⑬ 醒井養鱒場
<http://www.pref.shiga.jp/g/suisan-s/samegai/samegai.html>
- ⑭ 東北部工業技術センター
<http://www.hik.shiga-irc.go.jp/>
- ⑮ 下水道公社高島浄化センター
<http://www.shiganogesui.jp/annai/takashima/index.html>
- ⑯ 下水道公社湖西浄化センター
<http://www.shiganogesui.jp/annai/kosei/index.html>



琵琶湖環境科学研究センター

＜琵琶湖環境科学研究センター＞

琵琶湖環境科学研究センターは、琵琶湖と滋賀の環境について、直面する様々な環境問題に対して、科学的側面から課題解決を図るため、未知の現象を解明し、研究成果を総合的に解析して、政策提言を行います。

また、センターの知見を社会に還元し、県民の環境保全活動を科学的・技術的側面から支援することで、地域への貢献を図っています。さらに、世界水準の研究成果の共有、国際的な視点からの研究活動・貢献を視野に、国際研究交流を進めています。

平成20年度から平成22年度は、第2期中期計画に基づき、「持続可能な滋賀社会の構築」、「琵琶湖と流域の水質・生態系保全・再生」、「環境リスクの低減」の解決に向け、行政・社会ニーズを反映した政策課題について試験研究を推進し、課題の発見・提起、政策提案などを実施します。



●試験研究の推進内容

- ◆水圏・生物圏・大気圏・化学環境の監視・評価を行うため、継続的な観察・モニタリングを実施します。
- ◆琵琶湖北湖で顕在化している低酸素化の実態・影響やプランクトンの変遷などについての調査を実施します。
- ◆持続可能な滋賀モデルや琵琶湖流域統合管理モデルの構築、面源負荷・琵琶湖内部負荷の削減、湖岸生態系の保全・修復・管理などについて総合的に試験研究を実施します。

WEB <http://www.lberi.jp/>

●琵琶湖博物館

< 琵琶湖博物館 >

琵琶湖博物館では、3つの研究領域について、総合研究、共同研究、専門研究などの研究プロジェクトを組み合わせ、研究活動を行っています。この研究活動は、博物館の活動基盤であり、その成果は博物館の展示、交流、情報発信活動に広く活かされています。また、琵琶湖地域の自然、歴史、暮らしの研究・調査を総合的に進めながら、人々が地域の調査活動に参加したり、あるいは研究活動を自ら行うことができるよう応援しています。

●研究領域

- ◆環境史研究領域：『「湖と人間」との関わりが、歴史的にどのようにできあがってきたのか』をテーマに研究調査を行っています。
- ◆生態系研究領域：『「湖と人間」の関わりが、今どのようになっているのか』をテーマに研究調査を行っています。
- ◆博物館学研究領域：『「湖と人間」をテーマとする博物館はどうあるべきなのか』をテーマに研究調査を行っています。

WEB <http://www.lbm.go.jp/index.html>

●琵琶湖の統合研究の推進

< 琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、滋賀県立大学 >

琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館および滋賀県立大学は、平成22年(2010年)3月、連携して統合研究を推進することに合意しました。

琵琶湖の価値、すばらしさを明らかにする基本的な研究や琵琶湖の環境問題の解明と解決に向けた研究において、これまでの研究成果の蓄積も活かして、緊密な連携のもとに、より一層大きな効果を上げることを目指します。

当初段階において、まず次の3つの統合研究に取り組みます。

- ①地域住民による琵琶湖沿岸の<生命の賑わい>総合調査の方法論と具体的手法の確立
- ②大気降下物が琵琶湖とその集水域に与える影響の評価
- ③南湖生態系の総合的・順応的管理に関する研究

●(財)国際湖沼環境委員会(ILEC)

< 環境政策課 >

ILEC は、世界の湖沼環境の健全な管理とその推進を目的として、県が中心となり関係省庁の協力を得て昭和61

年(1986年)に設立された国際的な非政府機関(NGO)です。

ILEC は UNEP-DTIE-IETC 滋賀事務所の支援機関としての役割も担っています。

UNEP や世界銀行などの国際機関、国際協力機構(JICA)などの機関と共同し、世界の湖沼環境保全にかかる情報収集・提供、調査研究、環境研修、環境教育など、国際的な活動を展開しています。また、昭和59年(1984年)8月に県の提唱で開催され、概ね隔年で開催されている世界湖沼会議を、開催国の団体と共催しています。

平成21年(2009年)11月に中国の武漢市で第13回世界湖沼会議を開催しました。また、これに併せ、次世代の湖沼環境問題への関心を高めるため、日中韓こども湿地交流(びわっ子大使)や学生セッションを開催しました。



第13回世界湖沼会議

WEB <http://www.ilec.or.jp>

●国際連合環境計画 技術・産業・経済局 国際環境技術センター(UNEP-DTIE-IETC)

< 環境政策課 >

UNEP-DTIE-IETC は、開発途上国などにおける環境上適正な技術移転の促進を目的に活動しており、同滋賀事務所(草津市)では、主に淡水・湖沼の環境管理をはじめとする「水と衛生」に関する助言・研修などを行っています。

本県では、琵琶湖に関する技術や経験の発信と国際的な最新情報・技術を得るための協力を期待するとともに、地球規模の環境問題に貢献するため、(財)国際湖沼環境委員会(ILEC)を通じて UNEP-DTIE-IETC の活動を支援しています。

WEB <http://www.unep.or.jp>

●生態学琵琶湖賞

< 環境政策課 >

県は、水環境やその関連分野の生態学の発展を願うとともに、地域社会だけでなく世界に貢献することを目的に「生態学琵琶湖賞」を平成3年度に創設しました。以来、学術的・社会的見地から優れた業績をこの分野で挙げ、今後さらなる活躍を期待される、東アジア地域、東南アジア地域、西太平洋地域および国内の研究者を表彰してきました。平成21年(2009年)の生態学琵琶湖賞受賞式からは、県に代わり日本生態学会が本賞を主催しています。

WEB <http://www.pref.shiga.jp/d/kankyo/biwako/prize/j-index.html>